平成２６年（フ）第２３２３号
大阪府茨木市橋の内２丁目11番13号　吉田住宅８号
破産者　Ｌｉｔｔｌｅ―Ｕこと　上野　恵美（旧姓馬場）
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５３号
堺市北区東三国ヶ丘町２丁１番４―604号
破産者　大宮　惠子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
岡山県津山市大岩399番地
破産者　山本公仁子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第８９号
岡山県真庭市関2326番地
破産者　石原　正勝
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第５８２号
広島市安佐北区真亀４丁目４番47―402号
破産者　住田須磨子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０４号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目17番９号
破産者　山中　祥子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９号
徳島県名東郡佐那河内村下字寺谷170番地
破産者　岡　　徳一
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７６号
青森県十和田市西一番町２番５号
破産者　中野　清悟
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７３号
盛岡市流通センター北１丁目13番２号　雇用促進住宅１―203号
破産者　川田ハル子
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１３９号
岩手県滝沢市大釜大畑76番地９　シティハイムカモミールＣ103号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村大釜字風林59番地７
破産者　中澤　砂織
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第７号
岩手県二戸市石切所字枋ノ木48番地３、旧住所岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢37番地26
破産者　西向　達男
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第８号
岩手県二戸市石切所字枋ノ木48番地３、旧住所岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢37番地26
破産者　西向　征子
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第１３号
岩手県陸前高田市横田町字太田100番地３　金野庄平方
破産者　岡田美乃江
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第１９９号
茨城県筑西市東榎生994番地、前住所茨城県筑西市関本中1060番地１
破産者　森　　信明
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第７８号
茨城県つくば市若森1243番地１　柴崎邸
破産者　西改　修身
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第８９号
埼玉県羽生市西３丁目８番16号
破産者　田島　昌宏
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２１６１号
横浜市金沢区富岡東２丁目１番27―406号
破産者　三明　　隆
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０５号
横浜市神奈川区羽沢南１―46―16　稲葉アパート101、住民票上の住所横浜市南区吉野町２丁目６番地８　宮下ビル１Ｆ恋子内
破産者　鈴木已喜男
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３１号
神奈川県茅ヶ崎市浜須賀７番76号
破産者　相澤　　浩
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部